

大都市における財産区管理の実態（その2）

——神戸市の例——

倉田和四生

はしがき

〔1〕財産区とコミュニティの形成

——広域性と狭域性——

〔2〕兵庫区における財産区管理の実態

〔3〕長田区における財産区管理の実態

〔4〕須磨区における財産区管理の実態

〔5〕垂水区における財産区管理の実態

〔6〕管理運営にみられる特質

むすび——その問題性

はしがき——大都市の中のムラ的要素

本稿は関西学院大学社会学部紀要34号に発表した同じ標題の論文の続編である。そのため、「はしがき」、〔1〕財産区とコミュニティの形成、「むすび」は34号で述べたものを再掲した。

パークの都市論の中心的なテーマは、都市化にともなって、次第に、社会が解体していく姿を明らかにすることであった。しかしこのような解体していく都市の中にあって、いつまでも変わらない今まで温存されるものがある。それは移民達が母国からたずさえて来た文化（多くの場合、村落社会の生活様式）によって生きる、比較的、狭い範囲の地域社会である。その中では母国語が使用され、母国の文化と統制が生きている。移民達はそのような生活のとりでを築くことによってのみ苛酷な環境の中に生きのびることが出来る。これはアメリカ文化という大海の中の島のように、いつまでも独自の社会関係を維持し、容易にアメリカ文化にとけ込もうとしない。1920年代のシカゴには数多くの人種や民族が移住していたから、そのような島がいくつも形成された。

都市化の過程は日本でも急速に進行しているから、程度の差こそあれ、日本でもそのような現象

はみられる筈である。例へば朝鮮人や中国人の場合には同じような事実がみられるし、沖縄出身者や奄美大島出身者などにも、ある特定の地域に集住し隔離している場合には、同様な事がみられる。

しかし都市の中のムラ的な要素はこのような移住者の集団がもとの文化を移植した村落的生活様式だけではない。その都市が都市化する以前に存在していたムラ的な生活様式が都市化した後もそのまま残されている例がみられる。ここではその例として神戸市の財産区の実態を述べてみよう。

日本の村落社会は米作灌漑農業を中心としたところから、水田耕作に必要な「水利施設」と、堆肥や牛馬の飼料源としての「入会山」が生産手段として必須の要件であったため、すべての村落は入会山と水利の施設をもちこれを利用していた。村落の生産活動はこれらの条件によって支えられており、村共同体はこれによって維持されていたが、やがて村が次第に都市化し、農地が住宅や商工業用地に転用されてくると、これらの生産手段はその重要性を失なうことになる。しかしこれは村の共有財産であり、長い間につくられた慣行にもとづいて運営されているところから、簡単に処分することはためらわれた。しかしこれらの共有財産が課税の対象になるなど、ムラの財政的負担になるような場合には、これらの財産を処分したところもあったが、なお多くの村でこれを維持してきた。

現在の神戸市は九つの行政区に分かれており、その中には神戸港が開港した当時から市域に含まれていた生田区もあれば、昭和25年に合併された東灘区もあるが、これらすべての区に財産区が残されている。そしてその管理の実態はさまざま

はあるが、大勢としては、次第に消滅していく傾向にある。私はコミュニティ研究の一環として昭和46年から50年にかけて神戸市にある数多くの財産区管理会の責任者に面接して聞き取りを重ねた。その成果は神戸市企画局の「コミュニティ・カルテ」の中に行行政区別に公表されているが、ここでは一つにまとめて論究してみよう。

[1] 財産区とコミュニティの形成

——広域性と狭域性——

ところで、最近、急激な都市化とともに地域社会の危機に対処するためコミュニティの育成が各方面で呼ばれているが、財産区はコミュニティにとってどのような役割を果しうるであろうか。

まず第一の機能は、都市化の荒波を受けて、普通なら消滅したはずのムラの伝統が、財産区財産の管理との関連で維持されてきたことである。神社の祭礼をはじめ、多くのムラの伝統的な慣行はこれら地元の人々によって維持されている。

コミュニティの育成は人々が直接にふれ合うことによってのみ可能である。ところでそのような交流の場は今日の都市社会では、主に集会所その他の公共施設であるが、あとでみるとかなりの財産区はそのような集会所をもっている。市の施設が全市的あるいは行政区単位のひろがりに、大規模な集会所を建設することに追われ、小地域の集会所にまで十分には手がまわりかねているとき、財産区が管理する小さな集会所や広場などの果たす役割は大きい。

第三に、財産区が地域の社会福祉に果たしている意義もまた高く評価されなければならない。すべての財産区というわけではないが、財産区のなかには地域の社会福祉のために大いに役立っているものもある。なかには地域内の教育機関や福祉施設への助成をもって目的と考えているような財産区さえある。それほどではないにしても、ほとんどの財産区は多かれ少なかれ、地域の社会福祉に貢献している。

最後に、コミュニティにおける財産区の意義は市の行政のあり方をチェックする住民自治の拠点となるところにあるといえよう。本来、市の行政は「能率の論理」をその基本的性格としてもっている。そこから広域性指向が生まれ、広域行政が

目標とされる。しかしメディアを媒介しない人間と人間の直接的なふれ合いがコミュニティを育てる基本であるから、直接接触を重視するコミュニティは本質的に「狭域性」を指向している。そこでコミュニティの狭域指向性は「能率の論理」や「広域行政」とは矛盾するものである。

このような状況のなかで、狭域性の重視の原則を守り抜き「直接接触」による温かい人間交流の場としてのコミュニティが、市行政の「能率の論理」に対抗していくためには、それ相応の財政力をもつ必要がある。コミュニティのこのような要請にたいして、財産区は或る程度まで応えることが出来るであろう。

[2] 兵庫区における財産区管理の実態

兵庫区の財産区は、旧湊西財産区が兵庫教育協会に発展したものその他、現在14の管理会や協議会が存在している。

(1) 財産区の存在形態

- ①奥平野財産区管理会 代表者 品川 貞治
財産 山林・原野 16,791坪、墓地 112坪 山林・原野（共有）364,326.91坪
- ②東柳原財産区管理会 代表者 入江 政雄
財産 その他 198.68坪
- ③湊町財産区管理会 代表者 関 静
財産 その他 341.83坪
- ④宮前町財産区管理会 代表者 岡田孫四郎
財産 その他 143.36坪
- ⑤楠町財産区協議会 代表者 武田 邦弘
財産 山林・原野 31,843坪
- ⑥東出町3丁目財産区協議会 代表者 山田 吉行
財産 その他 202.29坪
- ⑦石井町財産区協議会 代表者 井上彌之助
財産 その他 73坪
- ⑧和田崎町財産区協議会 代表者 今村勝三郎
財産 その他 110.55坪
- ⑨鍛冶屋町財産区協議会
財産 その他 16.86坪
- ⑩船大工町財産区協議会 代表者 山田小次郎
財産 その他 66.28坪
- ⑪今出在家町財産区協議会

- 財産 その他 2,081.71坪
 ⑫西出町財産区協議会 代表者 柴田 好良
 財産 その他 730.10坪
 ⑬出在家町財産区協議会
 財産 その他 1,045.20坪
 ⑭小物屋町財産区協議会

なお、財産の「その他」は、宅地、建物などを示す。

(2) 管理運営の実態

財産区の管理運営の実態は、各財産区の歴史的、地域的な事情によってそれぞれ異なり、必ずしも定まった方式がとられているわけではない。

「地方自治法第296条の2」によると、「財産区管理会は、財産区管理委員7人以内を以ってこれを組織する。財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は4年とする。」との規定があるところから、各財産区ではこの規定にしたがって管理委員を選出し、その管理運営にあたっている。しかし運営実態は多様であり、その全貌を明らかにすることは困難であるが、その一部をケース・スタディとして示そう。

(3) 財産区管理会のケース・スタディ

1) I 財産区管理会

この財産区管理会は兵庫区北部の山麓地区にあり、旧村時代から受継がれた山林や墓地の他、衛生組合の剩余金で買った土地119坪、警防団の事務所として買った土地30坪足らずの土地と老朽化した建物がある。

役員の構成 役員は管理委員7名（現在1名欠員のため6名）と会計監事2名である。役員8名のなかで学校長、会社社長をのぞく5名は自治会や商店会の役員を兼ねている。

役員の選出方法 役員の推薦によるが、実質的にはあまり役員の交替がない。任期は4年である。

財政事情 「収入」としては山林を神戸市のキャンプ場に貸しているためその使用料が年間65万円ほど入る。「支出」は敬老会への助成、小学校、幼稚園への助成、自治会、町政協議会への助成、婦人会への助成、防犯協会への助成、墓地の補修、山林の境界の整備などが主なものである。

事業内容 財産区は自治会や町政協議会の基

盤となって、これを支えている他、地域の福祉活動への助成、山林や土地建物の管理運営などを起こなっている。

管理会の特質と課題 自治会との関係は先に述べたように役員8名中5名は自治会や商店街の会長または副会長などの要職についている。また会長は町政協議会長の他、民生委員総務、社会福祉協議会副理事長、神社の責任総代も兼ねている。財産区は役員や活動の面で自治会の他、いろいろな地域組織と重なり合っているといえよう。

2) J 財産区協議会

この財産区は兵庫区南部の市街地にあるが、古くから部落有財産として土地をもっていた。戦後、一時売却の話もあったが、ついに持ちこたえて今日にいたった。この土地はいくつかの会社に貸しておりその地代が入るが、これは町の運営の重要な基金になっている。

代表者 代表者は地元出身で酒屋を営む。副会長はもと米屋で現在は洋紙店を営んでいる。

役員の構成 役員は16名で、ほとんどの人は、自治会の役員を兼ねている。

任期 4年

会計収支 9,464,622円（第1表）

収入の主なものは貸地料約160万円（昭和49年度現在）であるが、これを長期間積立てて資金をつくり、昭和48年、町民会館を建設した。

その会計は第2表の通りである。

事業内容 会計報告書からも明らかなように、この管理会は、①伝統行事の保存、②盆踊りなどの親睦、③慶弔、④消防署、小学校、ラジオ体操、共同募金、区役所への寄付など各種寄付助成である。この財産区は町の財源の役割を果たしており、伝統行事や福祉活動に助成をする団体であると思われる。

協議会の特質と課題 財産区協議会と自治会との関係は極めて密接である。両者は別個の組織となっているが、実質的には一体であるとみなすことが出来よう。両方の役員はほとんどが兼任しており、協議会の副会長兼会計係が自治会長を兼任している。自治会費は発足以来、月50円のまま据置かれているが、それを可能にしているのは財産区協議会の支援が得られるからである。町民会館の建設はすべて財産区の支援によってなされた

第1表 昭和47年度決算報告書

収入の部		支出の部	
項目	決算額	項目	決算額
1. 前期繰越金	2,898,230円	1. 伝統保存経費	204,175円
2. 貸地料	1,277,520	2. 慶弔費	27,000
3. アパート収入	1,454,000	3. 益踊り	99,905
4. 雑収入	179,189	4. 共同募金	2,460
5. その他	67,822	5. 神社関係寄付	79,090
6. 借入金	3,587,861	6. 敬老会寄付	336,440
		7. 消防署寄付	44,780
		8. 小学校寄付	70,000
		9. ラジオ体操寄付	17,850
		10. 区役所寄付	133,250
		11. 会議費・事務費・税金	201,868
		12. アパート買取費、事務費、税金	6,601,222
		13. その他	136,000
		14. 繰越金	1,510,582
計	9,464,622円	計	9,464,622円

第2表 町民会館建設決算報告書

財源		財源	
項目	金額	項目	金額
1. 寄付金	6,000,000円	1. 建設費	12,700,000円
2. 積立金	2,000,000		
3. 銀行借入金	2,700,000		
4. 補助金	2,000,000		
計	12,700,000円	計	12,700,000円

ものである。また、この町では普通のゴミと残飯を区別し、残飯は業者と契約して町で処理しているが、その経費として約三万円ぐらいかかるがこの経費は、協議会から支出している。さらにポリ袋を町で一括購入して各戸に配布しているが、その半額を協議会から補助している。協議会は自治会に対して援助し、自治会を通じて町の福祉団体や活動に助成している。

次にこの町には民生委員が3名いるが、1人は財産区協議会長、1人は自治会副会長、もう一人は自治会長の妻である。したがってこの町では民生委員も財産区協議会や自治会の役員と重複している。これは町の住民組織が重層していることをよく示している。

3) K財産区協議会

この財産区は兵庫区南部旧海浜に共有財産を

もっている。聞取調査によると、この地域では、明治の初め、海浜が部落有と認められ、税を納めることになった。当時は魚問屋や廻船問屋など7軒で税を負担していたといわれている。その後、市の企業誘致によって三菱やカネボウなどの工場が立地し、海浜も埋立てられたので町有の土地が生み出された。また運河を掘った際、地元負担の見返りとして350坪を受取った。これらの土地が町有財産である。

代表者 代表者は地元出身で、元米屋を営んでいた。

役員の構成 役員は7名でほとんど地元出身が長く住んでいる人達である。

役員の選出方法 役員は選挙によって選ばれる。被選挙権は5年以上在住している土地家屋所有者、25才以上の人となっており、任期は4年で

ある。

財政事情 「収入」としては、約1,600坪の土地を貸しているので地代が年間約200万円ほど入る。「支出」としては、①老人会助成年間7～8万円、②会館の維持費 月約3万円、③年末警戒寄付 約1万円、④子供の運動会 約2万円、⑤総会の記念品 約12～13万円、⑥積立金 年50万円などが主なものである。

事業内容 ①老人会・子供会など地域福祉への助成、②年末警戒など地域活動への助成、③地域の集会所の運営、④協議会員の親睦、などが主な機能である。昭和37、8年ごろまでには協議会が環境衛生など自治会の機能を果していたが、自治会ができてからは協議会は現在の機能だけを果すことになった。

協議会の特質と課題 この協議会は、10年ほど前に自治会ができるまではその機能も果していったが、現在では自治会とは分離し、役員も重複しないようにしている。協議会と自治会とは分離しているため、福祉施設の使用などについても不便なことが生じると思われる。今後、両者の協力がこの地域の課題であるといえよう。

(4) 兵庫教育協会の実態

兵庫区の教育協会もまた財産区をもとに作られたもので、80年の歴史を有するきわめてユニークな存在である。

成立のいきさつ

本会は明治25年5月、旧湊西財産区の一部門として発足し、昭和9年までは湊西区の内部機関の形で運営されてきた。昭和9年に独立して財団法人となった。その際、同区から中一里山の山林を分与された。これが現在の基本財産の大部分を占めている。

さらに昭和12年、同区は市の統一をはかるため他の財産区議会を廃止した。その時の条件の一つに、市は翌13年から毎年5,000円を同区へ交付すべく定めていた。この交付金の一部が本協会に再交付されていたようである。その後、昭和21年、湊西財産区は戦災復興に資するため、その所有財産および营造物をすべて市へ移譲し廃止された。その時の条件の一つに、それまでの交付金年間5,000円を35,000円に増額し、そのうち年額17,000円を本協会に交付することになった。他方、本協会の

母体であった湊西財産区は消滅したため、本会は名実ともに独立した財団法人となった。この年には100万円に増加され、現在は130万円となっている。

基本財産 本会の基本財産は、現金20万円、山林20町歩。

事業内容 ①本会に関係のある学校および各種団体との連絡および世話、②教育に関する調査研究、③本会に関係のある功労者および教職員の表彰、④講習会および講演会の開催ならびに教育に関して教職員との意見交換会等の開催、⑤その他本会の目的達成のため必要な事業となっているが、具体的には交付金を地区内の小学校9校に配分することが主な事業となっている。

役員の構成 役員の構成は、理事長1名、副理事長1名、事務理事2名、理事17名以内、監事3名以内、評議員70名以内からなっている。

役員の選出方法 役員の選出方法は小学校9校から候補者を推薦してもらい、承認を受ける。

地域社会との関係 兵庫区の教育協会はもともと旧湊西財産区に基礎をもつものであったため、従来は旧湊西区の議員が関係していたが、現在では小学校およびPTAを中心に運営されており、地域住民自治組織とは関係しない学校教育の助成に専念している組織である。

[3] 長田区における財産区管理の実態

長田区の財産区も旧村単位で所有していた財産が、合併後も旧村単位で所有することが認められたものであろう。従来、財産区協議会と称してきたが、昭和40、神戸市の条例によって「財産区管理会」となっている。

(1) 財産区の存在形態

長田区の財産区は旧村単独所有のものと、数ヶ村の共有のものがある。

[旧村単独所有のもの（昭和46年現在）]

(財産区名)	(代表者名)	(地目)	(延坪)
ア) 西尻池村	藻川淳二	宅地	106.72坪
		建物	109.29坪
イ) 長田村一部	大川勝己	宅地	148.87坪

ウ) 長田村	芳岡倖水	田	15.00坪
		宅地	76.42坪
		墓地	660.30坪
		同	8.10坪
		建物	90.00坪
エ) 東尻池村	岡村重雄	山林	97.20坪
		墓地	1,316.10坪

エ) 長田村では80歳代2名、60歳代3名、50歳代2名、40歳代1名、30歳代1名で平均年齢62歳である。職業は地主が2名、無職2名、自営1名、地方公務員1名、会社員1名。

以上、全体的にいえることは、老齢化が進んでいることである。次の世代の後継者を育成することが重要な課題である。職業に関しては、明白な傾向はなく、会社員が多い。

しかし、具体的な管理の実態は極めて複雑で明らかでないため、とうていその全貌を明らかにすることは困難であるが、その一部をケース・スタディとして示してみよう。

(4) 財産区管理会のケース・スタディ

1) L財産区管理会

成立のいきさつ この管理会がどのようにして成立したかは当事者もあまり正確に理解していないが、旧村(一部)単位で所有していた池、山、墓地などを処分した際に、村民に配分せず共同浴場を四つ建設した。現在はそのうち一つは倉庫として賃貸ししており、もう一つは管理会の事務所に使用している。残り二つを安い料金(25円)で地域の住民にサービスしている。赤字は市の助成金でうめる。ここには村の財産で建てたお寺がある。昭和27年以降、宗教法人として西本願寺に属している。

役員の構成 役員の定員は20名

任期 4年

役員の属性 年令 30歳代3~4名、あと60歳以上で、かなり高齢化している。職業 職業としては公務員4~5名、自営業4~5名で残りはほとんど隠居した人達である。

活動内容 この管理会の活動は二ヶ所の浴場の経営とその他の財産の管理運営によって、利益が出たものは地域の福祉に寄付助成することである。例えば町内会組織の助成、子供会助成、老人会の助成などをおこなっている。

2) M財産区管理会

成立のいきさつ この財産区管理会は、旧村の共有財産の協議から昭和40年に管理会に名称を変更したものである。

役員の構成 役員は7名と監事2名で合計9名である。84歳の会長はじめ全員が地方出身の人達である。

[四ヶ村共有のもの]

(財産区名)	(代表者)	(地目)	(延坪)
長田村	芳岡倖水		
西尻池村	藻川淳二		
東尻池村	岡村重雄		
池田村	中西三郎	山林	78,998.10坪

(2) 財産区管理会

財産区管理会は四つ設けられている。このうち長田村には別に長田村一部の財産があり、ここには協議会が設けられている。

(地区)	(会長)
ア) 西尻池	(管理会) 藻川淳二 外8名
イ) 東尻池	(管理会) 岡村重雄 外6名
ウ) 池田	(管理会) 中西三郎 外4名
エ) 長田	(管理会) 芳岡倖水 外8名
オ) 長田村一部	(協議会) 大川勝己

(3) 管理会運営の実態

財産区の管理運営は各財産区の歴史的・文化的事情によってそれぞれ特殊性があり、必ずしも定まった方式があるわけではない。したがって財産区議会を設けている場合をのぞきその実態は明らかではない。

各管理会は地方自治法第296条の2の規定にしたがって管理委員を選出し、その管理運営に当っている。届出の資料によって明らかな年齢と職業についてみると、

ア) 西尻池では年齢70歳代1名、60歳代5名、50歳代2名、30歳代1名、平均年齢50歳。職業は会社員7名、自営1名、画家1名。

イ) 東尻池では70歳代3名、60歳代2名、40歳代2名で、平均年齢64歳。職業はすべて会社員。

ウ) 池田では70歳代2名、60歳代2名、50歳代1名、平均年齢64歳、職業は公務員1名、国鉄職員1名、会社役員1名、商店自営1名。

活動内容 財産は土地と墓地と建物である。財産区管理会の活動としては、ア) 墓地の管理イ) 秋の祈禱祭 ウ) 敬老会（もとから長田区に関係した80歳以上の老人を20人ほど招待する。）

会議の開催 2ヶ月に1回ぐらい会長が会議を召集する。M地区で特に注目されるのは、古い人達で維持されているM管理会を核しながら、外来の古い人も加えたグループによって神社を中心へ伝統行事の奉賛会をもっていることである。講を結成して運営している。

また、この外にも「M村戸主会」というもののが存在している。これは制限選挙のころ当時の135世帯が選挙運動の資金として、共同の財産（土地）を購入し、後、法人にしたものである。その懇親会も年に一度おこなわれている。

長田区の中で特にこの地区に古い伝統的なもののが残っている理由は、この地区には住宅、商業地区であるところから、古い人達がかなり住みついていることもさることながら、やはり神社を中心にして古い人達が連帯して伝統行事の保存につとめていることが大きいのではないかと考えられる。

[4] 須磨区における財産区管理の実態

須磨区における財産区は、大正9年に神戸市へ合併した際に旧村（旧大字）で財産を有したものである。

(1) 財産区の存在形態

- | | |
|--------------|-----------|
| ①妙法寺財産区管理会 | 代表者 三浦 利治 |
| 財産 溜池 1,084坪 | 墓地 165坪 |
| ②車財産区協議会 | 代表者 三浦 英一 |
| 財産 墓地 438坪 | |
| ③白川財産区協議会 | 代表者 山尾 繁 |
| 財産 墓地 288坪 | |
| ④多井畑財産区協議会 | 代表者 鷺尾 正勝 |
| 財産 墓地 318坪 | |

(2) 管理運営の実態

「地方自治法第296条の2」によると、「財産区管理委員は非常勤とし、その任期は4年とする。」との規定があるところから、各財産区ではこの規定にしたがって管理委員を選出し、その管理運営に当たっている。しかしその運営実態は多様であ

り、その全貌を明らかにすることは困難であるが、その一部をケース・スタディとして示してみよう。

(3) 財産区管理会のケース・スタディ

1) N財産区管理会

この財産区は須磨区のなかでは比較的多くの財産をかかえた管理会である。

代表者 地元出身で現在は無職、自治会長などを兼ねている。

役員の構成 管理委員6名、会計監事3名。

役員の選出方法 地元出身の50戸のなかから投票によって6名の委員を選ぶ。管理会の委員は、6名の委員の他に会計監事3名を選んで9名で構成している。

役員の年齢 60歳代が多い。

例会 正月に例会を開くほか、必要に応じて開催する。

活動および財源事情 この財産区にはいくつかの溜池があったが、そのうち三つを昭和42年頃、警察の機動隊に売却し、その資金で会館を建設した。また他の一つを神戸市に売却し、この資金で老人いこいの家を建設した。なお、溜池はまだ一つだけ残っている。毎年の運営予算は70万～80万円ぐらいであり、数年前にはこの地区的自治会が消防ホースを購入した際に必要な金額200万円のうち50万円を財産区から出資している。正月3日の奥妙法寺の鬼追式にはこれら50戸の地元出身者が鬼になるなど寺社との関係も密接である。また財産区管理会を自治会長が兼務しているので財産区管理会と自治会とは密接な関係にあるといえよう。

[5] 垂水区（本区）における財産区管理会の実態

(1) 財産区の存在形態

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 塩屋財産区管理会 | 代表者 植松栄 |
| 財産 山林 1,500.90坪 | 雑種地 582.60坪 |
| 溜池 2,494.50坪 | |
| ② 西垂水財産区管理会 | 代表者 吉川義治 |
| 財産 原野 362.67坪 | 雑種地 2,644.26坪 |
| 溜池 8,364.44坪 | 畠 603.90坪 |
| 墓地 36.30坪 | 寺院境内地 18.90坪 |
| 建物 35.25坪 | |

③ 東垂水財産区管理会 代表者 藤田幸市
 財産 雜種地 2,649.30坪 溜池 5,304.60坪
 原野 64.50坪

④ 多聞財産区管理会 代表者 田中忠夫
 財産 溜池 6,942坪 墓地 524.40坪
 原野 60.24坪 建物（公民館）

⑤ 名谷財産区管理会 代表者 山本雅重
 財産 溜池 16,795坪 墓地 3,567.30坪
 建物 38.30坪

(2) 管理運営の実態

これら五つの財産区の中で、ある財産区の管理運営の実態について述べてみよう。この町は五つの部落から構成されており、財産区も五つの部落単位にそれぞれ運営されている。

ところで、もともと旧村には部落会があって村落生活に関するほとんどの機能を営んでいたが、都市化にともなって部落会は三つの組織に分化している。

第一は、地域開発に対応して開発当局とのパイプ役を果す地域開発協議会がある。

第二は、市街地化にともなって市民の生活を守るために「自治会」がある。

第三は、財産管理の協議会である。協議会は財産の管理を中心にいろいろな機能を果し、地域開発協議会や自治会もこれによって支えられている。

財産区管理協議会の機能はきわめて多岐にわたっている。神社の管理、寺の援助、財産区の管理、道路の管理、婦人会、農会、消防団、青年団、老人会、自治会などの財政的支援を行なっている。

以上のところから明らかなように、財産区管理協議会は村内の各種団体の根底にあってこれらを支えている基盤をなしている。しかも財産区管理協議会の役員と自治会の役員はかなり重複している場合が多いようであるから、実質的にこの地域を支配しているのは財産区管理協議会であるといえよう。

当面する課題

財産区は村落社会の伝統的な遺産であるが、急激な地域開発と都市化の荒波の中で、いろいろな問題に当面しているといえる。

まず、急激な地域開発に財産区の財産そのものが、直接まきこまれる場合がある。垂水区の場合

には、いずれもこのような事態に直面している。先にあげた例では、開発協議会を発足させてこれに対処している。

次に地域開発や宅地化にともなって、新しい住民が来住するため、地元民と来住者の混合した生活が営まれる。その場合、財産区の管理へ新しい住民を参加させるかどうかの問題が生まれる。

さらに、混在する新・旧住民の統一融合をはかるために、どのような具体的な施策を実行していくかの課題が残されている。

先にあげた例では、旧部落会の複合的な機能を「開発協議会」、「自治会」、「財産区管理協議会」の三つに分化して、「開発協議会」には直接、地域開発に関連する事柄を処理させ、「自治会」には新・旧住民がともにかかわる問題を解決させ、「財産区管理協議会」は残りの問題に対処すると同時に、地域内の組織を支援する役割を果している。

したがって、この事例は都市化に対してかなり積極的な適応がみられ、かなりの成功をおさめているといえる。しかし、現時点ではこれら三つの組織は旧住民が主体となって運営されており、新しい住民の参加は自治会にはみられるが、財産区管理会のような本来の財産管理が主目的となる場合、旧村落の慣習などになじみが少ないため積極的な参加は少ない。したがって今後の問題は新しい住民をどのようにして、これら三つの組織に参加させていくかにかかっている。いまの段階では、自治会にはいくらか新しい住民の参加がみられているが、これを手がかりにして、次第に他の二つの組織への参加も高まっていくであろう。

[6] 管理運営にみられる特質

これまで管理財産およびその管理運営の実態について行政区別に述べてきたが、最後にここで一覧表に要約して理解の便宜に供したい。

(3) 管理運営にみられる特質

これまで述べて来た管理運営の実態のなかに見られる一般的な特質について述べてみよう。

まず第一に、資産の内容についてみると、主要なものは六甲山系の山林原野であることがわかる。東灘区および灘区においては大規模な入会山が共有の財産となっている。しかし都心部すなわち葺合区、生田区においては大規模な財産区がす

でに消滅しており、周辺部、郊外において大規模な財産区が残されていることが明らかとなった。

第二に、管理会の年間の予算についてみると、約100万円代から1600万円にまでわたっている。この予算額は自治会などの予算にくらべるとかなり大きな額であるといえるのではないか。地域別にみると、東灘区と灘区の場合に大型の予算がみられ、葺合区や生田区の場合には、これに比較すると小さい。したがってこの場合にも、都心部において小さく、郊外では大きいといえよう。

第三に、役員選出の方法についてみると、公職選挙法にもとづく例外的な事例をのぞき、他はすべて、実質的には、居住歴の古い人達の間の推薦によって決めている。その際、役員を古い人達や地元出身で占める場合と、来住者の役員就任を認める場合があるが、来住者の場合でもかなりの年数居住し、少なくとも前の役員から適当と認められたものにかぎられている。これは伝統的な遺産の継承という点からみれば無理からぬ点もあるが、これらの管理は実質的にはかなり閉鎖的な性格をもっているといえよう。

第四に、役職者は、一般に、60歳代、70歳代の人達によって占められており、かなり高齢化している。多くの管理会において、よい後継者を得た

いと欲しているにもかかわらず、適当な若者達をひきつけることが出来ない状態である。これは管理会の運営が伝統的で閉鎖的な性格によるものと思われる。

第五に、会の活動からみると、ほとんどの会は地元の福祉団体にたいする助成をおこなっており、助成団体の感がある。これは管理会の予算の支出が公共的なもの、福祉的なものに限定されているところからくるものであるが、先祖の遺産を地元の公共の福祉に利用することはきわめて意義の深いことである。

むすび——その問題点

最後に大都市コミュニティの中にある財産区の問題について述べてみよう。

財産区の財産はもともと村落の生活に必要なものであり、その多くは重要な生産手段であった。しかし都市化の急激な進展にともなって村落が都市に変貌したことによって事情は大きく変ってきた。農業従事者が次第に減少し、やがて農業が営なめなくなると、かっての生産手段は単なる財産に変化した。そこでこれらの財産は地元民だけで管理にあたるが、その地域社会には外部からの来住者が相つき、やがて地元民よりも来住者の方が

第3表 管理财産の内容の要約

内容 区分	山林原野 (雑を含む)	墓 地	宅 地 (その他)	建 物	溜 池	田・畠
東灘区	4件 14,441坪 共有4件 1,653,203.50坪	9件 5,733坪 共有1件 1,537.52坪	9件 12,721.01坪	集会所5件 199.00坪	5件 495坪	
灘区	7件 113,637坪 共有3件 78,309坪	5件 2,213.40坪 共有1件 1,200坪 焼場	12件 5,374.65坪 共有2件 7237.10坪	集会所9件 898.40坪	4件 2685.30坪	1件 93坪
生田区	1件 152,191.81坪		1件 118.33坪			
兵庫区	2件 48,634坪 共有1件 364,326.91坪	1件 112坪	11件 5,009.86坪			
長田区	1件 97.20坪 共有1件 78,998.10坪	3件 1,984.50坪	2件 332.01坪	2件 199.29坪		1件 15坪
須磨区		4件 1,209坪			1件 1,084坪	
垂水区	7件 7,864.47坪	3件 4,128坪 寺院境内1件 18.90坪		3件 73.55坪	5件 39,900.54坪	1件 603.90坪
合 計	22件 336,865.48坪 共有9件 2,174,837.51坪	24件 15,379.90坪 共有2件 2,737.52坪 焼場 寺院境内	36件 23,555.86坪 共有2件 7,237.10坪	18件 1,171.24坪	15件 44,164.84坪	3件 711.90坪

(2) 管理運営の要約

管理運営区分	代表者	役員の構成	任期	選出方法	役員		財政	
					年令	職業	収入	支出
東灘区	① 元町助役 50年近く住んでいる 70歳代	議員16名	4年	公職選挙法			地代など 1600万	助成、集会所建設など
	② 地元出身 無職 70歳代	役員7名 監査1名	4年	推薦	70歳代 60歳代 50歳代 40歳代 2名 4名 1名 1名	自営 会社員 2名 2名	公会堂使用料 などから 約150万円	助成
	③ 地元出身 60歳代	役員7名	4年	推薦	60歳代 40歳代 30歳代 4名 2名 1名	全部自営	地代などから 約500万円	助成
	④	役員7名 監査2名	4年	推薦	70歳代 60歳代 50歳代 3名 2名 4名	自営 会社役員 2名 会社員 1名 無職 1名	地代などから 約680万円	助成
	※ 地元出身 70歳代	役員25名	4年	選挙 合併時に在住した人のみ被選挙権がある。			地代など 約1億円	助成
灘区	① 裁判所調停委員 70歳代56年在住	委員7名 監査2名	4年	推薦 ①30歳以上 ②50年以上居住 ③相当の財産を所有する人	70歳代 60歳代 80歳代 5名 1名 1名	自営 会社役員 無職	地代 約200万円	各種団体への助成
	② 地元出身 民生委員 70歳代	委員7名 監査5名	4年	推薦 大部分地元出身	70歳代 60歳代 50歳代 40歳代 4名 2名 3名 3名		預金利子 約700万円	各種団体への助成
生田区	① 50年以上居住 自治会長 民生委員	委員7名 監査2名	4年	推薦	70歳代 60歳代 50歳代 30歳代 2名 4名 1名 3名	ほとんど自営 業	地代など年間 30万円ぐらい 入る。	
兵庫区	① 社会福祉協議会 役員 民生委員 町政協議会会长	委員7名 監事2名	4年	推薦		自治会役員 会社社長 学校長	地代など 65万円	敬老会などへ助成
	② 地元出身 酒屋	委員16名	4年	推薦 ほとんど自治会役員兼務			地代など 約270万円	伝統行事の保存などの助成
	③ 地元出身 元米屋	委員7名	4年	推薦 ①25歳以上 ②5年以上在住 ③土地家屋所有者				
長田区	① 地元出身	委員20名	4年	選挙	60歳代 30歳代 16名 4名	公務員 自営 無職 5名 5名 10名	入浴料	
	② 地元出身80歳代	委員7名 監事2名	4年	推薦				
須磨区	① 地元出身 自治会長 無職	委員7名 監査2名		地元出身50名中から投票で選ぶ。	ほとんど 60歳代		地代・利子など 約70万円	助成

※市の財産区管理会ではない

多数を占めるようになる。このような状況のなかで、財産区のあり方はいくつかの問題を生み出す。

まず第一は、財産区の管理が、多くの場合、旧地元民によって占められるため、地元民と来住者との間に隔離 (segregation) が生じるということである。神戸市の場合についてみると、財産区議会を設けたところや、管理に来住者の参加を認めたところもあるが、大部分は、実質的に、地元民によって運営されているから、地元民と来住者の間には隔離が生まれることになる。大部分の来住者は地元の財産区には無関心である場合が多いが、時として来住者と地元民との間に葛藤が生まれることがある。財産区の管理を地元民に限定するといった閉鎖的な運営がなされるかぎりにおいて地元民と来住者の隔離とそれによる潜在的葛藤は避け難いものである。ことに管理組織がごく少人数の地元民で運営され、それがほとんど公共性をもたず一般住民と完全に遊離している場合には、多数の来住民によって羨望と疑惑の目をむけられることになる。

そこで第二に、どのようにして公共性を獲得するかという問題がある。神戸市の例でいえば、委員の選出は

- 1) 地元民だけで委員を選出する。
- 2) 来住者に管理委員の選挙権のみを与える。
- 3) ある条件で来住者に被選挙権も与える。
- 4) 財産区議会をもうけ公職選挙法にもとづく選挙によって議員を選出する。

といったやり方がとられている。

また地元民との関係でいえば、

- 1) 地元民だけで閉鎖的に管理運営する場合

2) 管理会を地元住民組織が運営する場合

3) 財産区の議会を設ける場合

に区分することも出来る。

選挙権を来住者にも認めるやり方は、一見、民主的であるようにも見えるが、住民の地域にたいする関心が薄い場合には、実質的には地元民だけの管理を許すことになるから、これだけでは十分とはいえない。

自治会など地域住民組織の役員が管理する場合には、利益を自治会のサービスにのせて住民全体に環元させることが期待される。この場合には、ある程度まで公共性をもちうるものと考えられるが、いずれにしても住民が地域に深い関心を寄せることが最も重要なことであろう。

参考文献

- 1) 神戸市理財局「財産区に関する論文集」
- 2) 神戸市企画局調査部『コミュニティ・カルテ』(兵庫区、長田区、須磨区、垂水区編) (昭和48年～51年)
- 3) 倉田和四生「大都市の住民自治組織」関西学院大学社会部紀要26号 1973
- 4) 倉田和四生『都市化の社会学』法律文化社 1970
- 5) 魚崎町誌編集委員会『魚崎町誌』昭和32年
- 6) 御影町誌編集委員会『御影町誌』昭和11年
- 7) 神戸市『神戸市史』第二輯本編、昭和11年
- 8) 神戸市『神戸市史』第三輯行政編、昭和37年、社会文化編 昭和40年
- 9) 西灘村『西灘村史』大正15年
- 10) 谷田盛太郎編(武庫郡住吉村発行)『住吉村誌』昭和21年12月
- 11) 谷田盛太郎編(財団法人住吉学園発行)『財団法人住吉学園』昭和43年12月
- 12) 谷田盛太郎編(財団法人住吉学園発行)『続住吉村誌』昭和47年5月
- 13) 太田敬三、葺合懷古三千年史 昭和30年12月
- 14) 神戸市神戸区、神戸区有財産沿革史 大正八年三月